

オーフス条約キシナウ会議（第4回締約国会合）概要

大久保規子

1 オーフス条約キシナウ会議（第4回締約国会合）の開催

- (1) 日程：2011年6月29～7月1日
- (2) 場所：キシナウ（モルドバ）
- (3) 加盟国：44（EU含む）
- (4) 従来ので会合
 - ・第1回ルッカ（イタリア）会合（2002年）
 - 第2回アルマトゥイ（カザフスタン）会合（2005年）
 - 第3回リーガ（ラトビア）会合（2008年）
 - そのほかキエフ（ウクライナ）特別会合（2003年）、PRTTR会合（2010年）
 - ・WG会合14回
 - ・タスクフォース：参加，司法アクセス等，複数存在
 - ・遵守委員会

2 今回の主たるテーマ

- (1) UNECE以外への環境上の権利条約の拡大
 - ・2010年UNEPガイドラインの採択
 - ・モンゴル，カメルーン，ギネビサウが条約事務局とコンタクト
- (2) 環境と人権の保護という2つの柱を有するオーフス条約は，人類が直面している気候変動，生物多様性の喪失等の改善を促進するという意味でその重要性は益々高まっている（パン・ギムン国連事務総長）
- (3) 条約遵守の促進
- (4) 遵守委員会委員の改選

3 主たる成果

- (1) キシナウ宣言の採択
 - ・リオ+20に向けた環境民主主義の促進のためのオーフス条約の重要性を再認識
- (2) 2012-14年プログラムの採択+関連決議の採択
 - ・情報公開，市民参加，司法アクセスの更なる推進
 - ①情報公開タスクフォース：モルドバが主導
民間セクターの保有する環境情報へのアクセス促進を新たな重点項目設定
 - ②市民参加タスクフォース：アイルランドが主導
 - ③司法アクセスタスクフォース：スウェーデンが主導
原告適格の問題は主要課題ではなくなりつつある
むしろ，仮の救済，訴訟支援（費用等）による実質的な司法アクセス保障に焦点
 - ④他の環境条約とのリンケージの促進：フランスが主導
- (3) 条約遵守の監視
 - ・いくつかの不遵守ケースについて決議を採択
(アルメニア，スペイン，UK等)

「環境事項における情報アクセス、市民参加及び司法アクセスに係る
国内立法の発展に関するガイドライン」

UNEP管理理事会決議（2010年2月26日）

- ・目的
 - ・リオ宣言第10原則の効果的な執行を促進すること
 - ・すでに本ガイドライン以上の保障がなされている場合に水準の引き下げを推奨するものと理解してはならない

I 情報アクセス

- ・すべての者（法人・自然人含む）に対する安価・効果的・適時の情報アクセス保障
- ・例外的な開示拒否理由を明確に定義すること。拒否理由は、厳格に解釈されるべきであり、開示による公益を考慮しなければならない。
- ・重要な環境情報の定期的収集・更新
- ・有害情報の周知
- ・効果的なキャパシティ・ビルディング

II 市民参加

- ・意思決定への早期かつ効果的な市民参加の機会を保障。関係市民の構成員に、意思決定プロセスに早期の段階で参加機会について知らせること
 - ＊「関係市民」：環境に関する意思決定により影響を受け若しくはそのおそれがある市民又は当該決定に関心を有する市民であると定義することができる。環境保護を促進し、かつ、国内法の要件を充たすNGOは、関心を有するものとみなされる
- ・可能な限り、透明な方法で、市民参加を積極的に求める努力をずること
- ・環境に関する意思決定に関係するすべての情報が、客観的で、理解でき、時宜にかなった、かつ、効果的な方法で、関係市民の構成員にとって、入手可能となるように確保すること
- ・市民のコメントに対し当然払われるべき考慮がなされるように保障すること
- ・環境に重要な影響を与える可能性のある法的拘束力のある規則並びに環境に係る政策、計画及びプログラムの準備過程に市民意見をインプットするための適切な方法を考慮すること
- ・キャパシティ・ビルディングの手段を提供

III 司法アクセス

- ・情報公開請求に対し全部・一部拒否がなされた場合に、裁判所、又は他の独立かつ公平な機関による審査手続へのアクセスを保障すること
- ・市民参加がなされた決定等の実体的・手続的な適法性について、上記裁判所等へのアクセスを保障すること
- ・実体的・手続的な法規範に違反する可能性のある公的機関又は私人による決定等の実体的・手続的な適法性について、上記裁判所等へのアクセスを保障すること
- ・効果的な司法アクセスを実現するという観点で、環境事件における原告適格を広く解釈すること
- ・司法アクセスへの財政的及び他の障害を取り除くための適切な支援メカニズムを検討すること
- ・仮の救済及び最終的な差止めのような迅速、適切かつ効果的な救済のフレームワークを提供すること
- ・裁判等手続に関する市民への適切な情報を提供すること

- ・ 裁判官等の法律家その他のキャパシティ・ビルディングの促進
- ・ 適切な場合には，ADRの活用を促進すること